

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和3年2月12日

担 当	東京労働局需給調整事業部
	需給調整事業第二課長 島村 正弘
	需給調整事業第二課長補佐 白砂 修
	主任需給調整指導官 澤村 敬太
	主任需給調整指導官 宮内 浩志
	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

## 違法な労働者供給に係る労働者派遣事業改善命令

東京労働局（局長：土田 浩史）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む事業主に対して、2月9日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 被処分派遣元事業主

名 称	株式会社 <sup>アックス</sup> a x x e（代表取締役 荒井 英泰）
所 在 地	東京都千代田区岩本町3丁目9番15号
許可番号	派13-305042（平成23年9月1日許可）
処分内容	労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令 （労働者派遣事業改善命令の内容は第3のとおり）

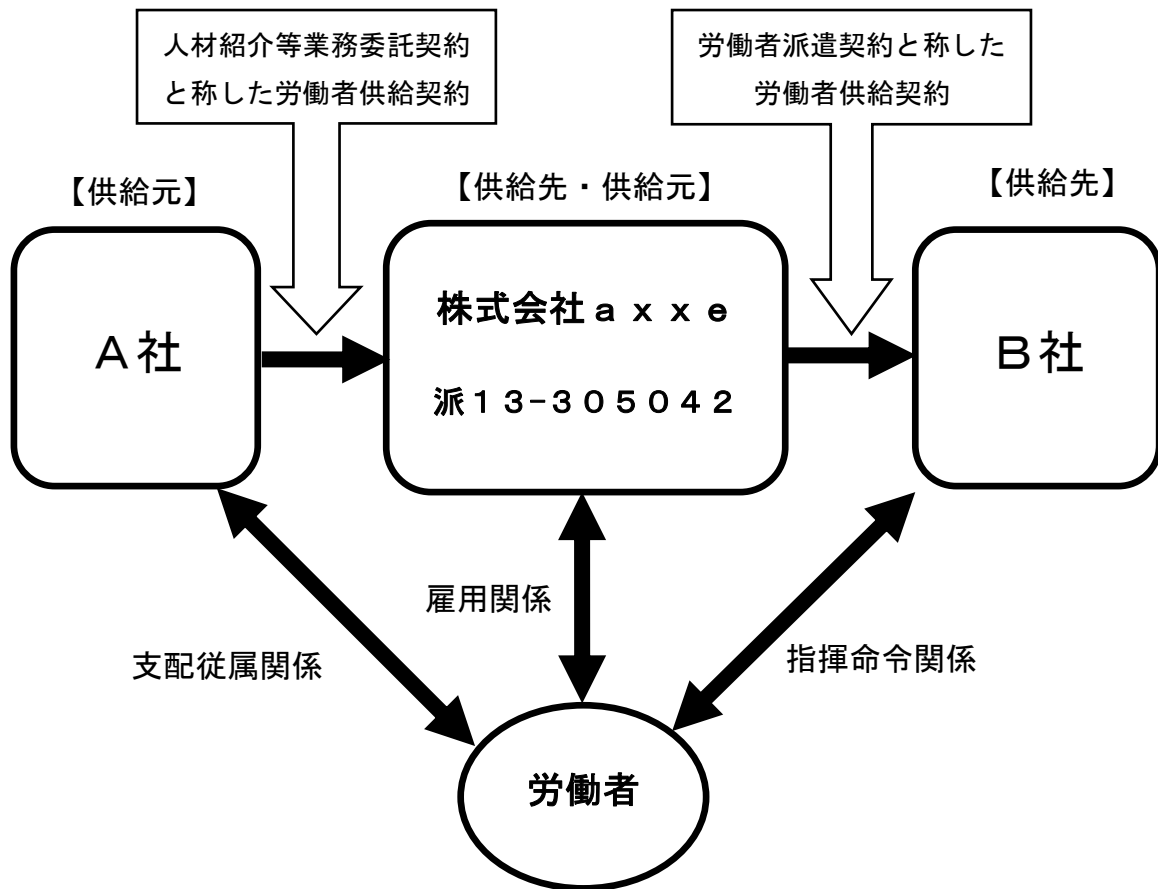
#### 第2 処分の理由

株式会社 a x x e は、少なくとも令和元年8月1日から令和元年10月31日までの間、A社と人材紹介等業務委託契約と称する契約を締結し、A社と支配従属関係にある者について、延べ266人日にわたりこれを受け入れて自ら派遣労働者として雇用するとともに、B社とそれぞれ労働者派遣契約と称する契約を締結し、受け入れた延べ266人日の労働者をB社に送り出し、B社の指揮命令の下で業務に従事させた。

株式会社 a x x e がA社と締結した人材紹介等業務委託契約の実態は労働者供給契約であり、株式会社 a x x e は職業安定法第44条により禁止される労働者供給事業により供給された労働者を受け入れたものである。さらに株式会社 a x x e は、B社と労働者派遣契約と称する契約を締結したものであるが、禁止されている労働者供給事業により受け入れた労働者をB社に派遣してその指揮命令により労働させており、この労働者派遣契約の実態は労働者供給契約に基づく労働者供給であり職業安定法第44条に違反

するものであった。

### 【 事案の概要図 】



### 第3 労働者派遣事業改善命令の内容

1 株式会社 a x x e は、労働者派遣事業、請負事業等のすべてについて、労働者派遣法、職業安定法（昭和22年法律第141号）等労働関係法令の規定に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

○ 職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）

2 上記1の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 職業安定法、労働者派遣法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

○ **職業安定法**（昭和22年法律第141号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○ **労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律**

（昭和60年法律第88号）（抄）

（改善命令等）

第49条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（権限の委任）

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。